

平成24年9月25日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」の 2013年サイクルの審査に関する決定について

本日開催された文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会（部会長：西村幸夫東京大学副学長）において、ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」の2013年サイクルにおける審査に関し、「和食；日本人の伝統的な食文化」（※）を、我が国の最優先審査案件として提案することを決定しましたのでお知らせします。

ユネスコ事務局からの依頼に基づき、2013年サイクルにおける、我が国の審査案件を、ユネスコ事務局に通報する必要があるため。

（※）「和食；日本人の伝統的な食文化」

（概要は、別添「日本食文化の無形文化遺産記載提案書の概要（平成24年2月・日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会作成）」のとおり。）

次頁あり

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課
課長 湊屋 治夫（内線 2859）
文化財国際協力室長 塩川 達大（内線 3056）
専門職 木南 秀隆（内線 4761）
電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2870（直通）
FAX：03-6734-3820

[決定の理由]

1. 和食（日本食文化）は、四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色を有しており、日本人が基礎としている「自然の尊重」という精神に則り、正月や田植え、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習であり、日本食文化を保護し、価値を高め、子どもや孫の世代に伝えることは、広く国民の支持を得ている（「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」アンケート調査結果）。

また、東日本大震災による原発事故により風評被害を受けている日本食に対する信頼を回復するとともに、日本全体に関わるものである、和食（日本食文化）を、日本全体の震災からの復興のシンボルとして世界に向けてアピールするために、早急にユネスコに申請する必要がある。

こうした考え方にに基づき、平成24年3月には「和食；日本人の伝統的な食文化」をユネスコに提案しているが、今後、提案の趣旨を早期に実現するためにも、ユネスコにおいて、できる限り早期に審査されることが望まれる。

2. 平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」において「我が国が誇るべき食文化について、理解の促進とその魅力向上を図り、日本文化の発信につなげるため、ユネスコ無形文化遺産への登録を推進する。」とされている。さらに、平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」においても、「日本食文化の無形文化遺産登録を推進する。」とされている。

[今後の日程について]

平成25年10月 補助機関による勧告

平成25年11月 第8回政府間委員会において審査

（ユネスコ事務局によれば、2013年の審査における処理可能件数は概ね60件であり、まずは提案している全ての国（51カ国）について、各国1件審査し、その後、優先順位（緊急保護の提案、未記載の国による提案、複数国による提案、少数記載国による提案の順）に基づき、審査する予定。）